
役員報酬規程

社会福祉法人小羊会

社会福祉法人小羊会 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小羊会（以下、「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償について必要事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、社会福祉法人小羊会の定款（以下、「定款」という。）の定めにより選任された理事及び監事をいう。

- 2 この規程で評議員とは、定款の定めにより選任された評議員をいう。
- 3 報酬は、役員及び評議員の職務執行の対価として支給されるものである。

(役員の実務執行報酬等)

第3条 法人の実務を執行する役員に対して、職務執行の対価として、別表1に基づく報酬及び費用弁償を支給することができる。

- 2 支給の方法は、当該職員給与規程に準ずるものとする。
- 3 常勤役員の実職手当については、当該退職金規程に準ずるものとする。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第4条 理事会に出席した理事及び監事に対して、別表2に基づく報酬及び費用弁償を支給することができる。

- 2 評議員会に出席した評議員及び役員に対して、別表2に基づく報酬及び費用弁償を支給することができる。
- 3 支給方法は、出席の都度、現金にて支給する。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人の実務のため出張する場合は、別表3に基づく報酬及び別に定める旅費規程により旅費を支給することができる。

- 2 旅費は、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条）

名称	報酬	費用弁償
理事長	月額 150 万円までの範囲内	給与規程 17 条の通勤手当条項により支給する。
業務執行理事等	月額 100 万円までの範囲内	給与規程 17 条の通勤手当条項により支給する。
その他の理事及び監事	日額 3,000 円（県内） 5,000 円（県外） 及び年額 10,000 円までの範囲内	公共交通機関により計算した交通費の実費を支給する。

別表2（第4条）

名称	報酬	費用弁償
理事会	日額 3,000 円（県内） 5,000 円（県外）	公共交通機関により計算した交通費の実費を支給する。
評議員会	日額 3,000 円（県内） 5,000 円（県外） 及び年額 10,000 円までの範囲内	公共交通機関により計算した交通費の実費を支給する。

別表3（第5条）

報酬	旅費
日額 5,000 円	「旅費規程」による